



# 総務省

特集

便利で安全なオンライン手続のため

## 公的個人認証 サービス を 利用しましょう!

MIC FOCUS

平成27年(2015年)国勢調査実施に向けて

## 「国勢調査実施本部」発足

地方のかがやき

ICTの利活用で絆を広げる

たまきちよう

三重県玉城町



# 総務省の今。

本誌では、総務省が発表した調査結果に関する様々なデータや最新のトピックスなどを紹介していきます。

くらしの中に  
総務省

12月号

2014 December Vol.168



## 平成26年度 行政相談委員総務大臣表彰式が開催されました

ピックアップ TOPICS



▲式辞を述べる二之湯総務副大臣



▲行政相談委員に表彰状を授与する二之湯総務副大臣  
(福岡県大牟田市担当 汐待律子委員)

平成26年度行政相談委員総務大臣表彰式が10月8日に執り行われました。全国約五千人の行政相談委員のうち、永年その職にあり、業績が特に顕著で他の模範とするに足りると認められる委員100名が総務大臣表彰を受賞し、二之湯総務副大臣から代表受領委員に表彰状が授与されました。

### 行政相談委員とは

皆さまのお住まいの市区町村には、総務大臣から委嘱された全国約五千人の行政相談委員がいます。皆さまの相談相手として、行政サービスに関する

苦情、行政の仕組みや手続きなどにに関する相談を受け付け、その解決のための助言や関係行政機関に対する通知などの仕事を無報酬で行っています。



- 2 **ピックアップ TOPICS**  
平成26年度 行政相談委員総務大臣表彰式が開催されました
- 4 **特集** 便利で安全なオンライン手続のため  
**公的個人認証サービス**を利用しましょう!

- 10 **MIC FOCUS**  
平成27年(2015年)国勢調査実施に向けて  
**「国勢調査実施本部」発足**

- 14 **MIC NEWS 01**  
準備をお急ぎください!  
**ケーブルテレビのデジアナ変換サービスは2015年3月までに終了します**

- 16 **MIC NEWS 02**  
**政治家の寄附は禁止、有権者が求めることも禁止されています**

- 18 **MIC NEWS 03**  
**第47回衆議院議員総選挙 第23回最高裁判所裁判官国民審査 投票日は、12月14日(日)です**

- 20 **地方のかがやき**  
ICTの利活用で絆を広げる  
**三重県 玉城町**



公的個人認証サービスを利用するために

公的個人認証サービスを利用した各種電子証明書申請・取得

公的個人認証サービス利用の注意点と個人番号カード交付について



☑ **安全な手続のための公的個人認証サービス**

誰もが安心してオンライン手続を行うには、他人を装って虚偽の申請を行う「なりすまし」や、送信されたデータを第三者が書き換える「改ざん」などへの対策が必要です。

公的個人認証サービスは「なりすまし」や「改ざん」を防ぎ、インターネットを通じて安全・確実な行政手続などを行うための機能を、電子証明書という形で提供しています。あなたも公的個人認証サービスの電子証明書で、便利なオンライン手続を始めてみませんか？



☑ **簡単便利なオンライン手続**

行政手続がインターネットを通じて、手軽にできるようになっています。オンライン手続は、行政機関などへの各種手続を、自宅のパソコンからインターネットを利用して行うことができます。これによって、わざわざ窓口に行く手間が省けるようになります。

主なオンライン手続

国税電子申告・納税システム (e-Tax) <http://www.e-tax.nta.go.jp/>

地方税ポータルシステム (eLTAX) <http://www.eltax.jp/>

自動車保有関係手続 <http://www.oss.mlit.go.jp/portal/>

住民票の写し等の交付請求等 (一部市区町村のみ)

利用できる手続は、お住まいの市区町村によって異なることがあります。

☑ **住民基本台帳カード (住基カード) を取得するには**

住基カードは、ご希望の方にお住まいの市区町村から交付されます。下記の必要書類と市区町村が定める手数料 (500円程度が一般的。無料としている市区町村もあります。) をお持ちの上、お住まいの市区町村の窓口申請してください。

外国人住民の方も  
住基カードや電子証明書が  
取得できます

法律の改正により、平成25年7月8日から、外国人  
住民の方も住基カード及び電子証明書の取得申請  
が可能となりました。

※社会保障・番号制度の導入により住基カードから個人番号カードに変わります。(詳しくはP9参照)

必要な書類をそろえて窓口へ

運転免許証やパスポート等をお持ちの方

- 以下の書類が必要です。
- 運転免許証、パスポート等の顔写真付き身分証明書
  - 健康保険証などお住まいの市区町村が適当と認める書類
  - 顔写真 (顔写真付き住基カードを希望する方のみ)



運転免許証やパスポート等をお持ちでない方

- 以下の書類が必要です。
- 健康保険証などお住まいの市区町村が適当と認める書類を2点以上
  - 照会・回答書
  - 顔写真 (顔写真付き住基カードを希望する方のみ)



※照会・回答書 (本人を確認するための文書) を郵送しますので、その文書と合わせて健康保険証などを再度窓口にご持参ください。

※詳細はお住まいの市区町村にお問い合わせください。

便利で安全なオンライン手続のため

# 公的個人認証サービスを利用しましょう!

パソコンとインターネットの普及や進化によってインターネットを介して

様々な手続ができるようになりました。

都道府県や市区町村の役所など、行政への届出や申請もインターネットを利用した「オンライン手続」が整備されています。

そこで、本人であることを証明する

「公的個人認証サービス」を利用することで、

便利で安全なオンライン手続が可能となります。





**特集** 便利で安全なオンライン手続のため 公的個人認証サービスを利用しましょう!

# 住基カードを用いて住民票の写しや 印鑑登録証明書などが コンビニ等で取得できます!



コンビニエンスストア等で証明書の交付サービスを受けるには、お住まいの市区町村が、コンビニエンスストア等での証明書交付(コンビニ交付)サービスを提供している必要があります。

コンビニ交付サービスを利用できないコンビニエンスストアもありますので、詳細は下記のコンビニ交付ポータルサイトをご覧ください。

利用時間は6:30~23:00までです。ただし、年末年始(12月29日~1月3日)とメンテナンス時(不定期)はサービスをご利用いただけません。

一部の市区町村では、住民票の写しや印鑑登録証明書に加えて、各種税証明書、戸籍証明書、戸籍の附票の写しも取得できます。

## コンビニ交付に参加している団体

※詳細はお住まいの市区町村にお問い合わせください。

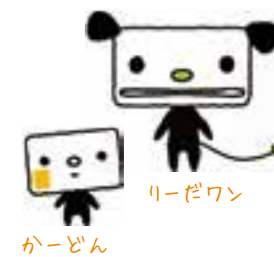
サービス提供中の市区町村(90)  
(平成26年11月末日現在)



住民基本台帳カード総合情報サイト <http://juki-card.com/>

コンビニ交付ポータルサイト <https://www.lg-waps.jp/>

# 公的個人認証サービスを利用して e-Taxで確定申告!



電子証明書は様々なオンライン手続に利用できます。中でも代表的な「e-Tax(インターネット)」は、所得税の確定申告ができます。行政機関のオンライン手続を利用する際は、パソコンや周辺機器の準備、ソフトウェアのインストール等が必要です。

e-Taxでの所得税の確定申告を例にとり、初めてオンライン手続を利用する際の手順を簡単にご紹介します。

### e-Taxとは?

所得税の確定申告等、国税に関する各種の申告・申請及び納税手続について、インターネットを利用して電子的に手続が行えるシステムです。

## 1 ▶ 住基カードを取得します

住民票のある市区町村の窓口で申請書を提出します。市区町村により即日交付できるところと、後日の交付となるところがありますので、詳しくは市区町村窓口にお問い合わせください。

- 住基カードの取得に必要なものはP5を参照。



## 2 ▶ 電子証明書を取得します

市区町村の窓口で電子証明書の申請書と住基カードを提出します。パスワードの設定等、窓口で必要な手続を行ってください。

- 電子証明書の発行には、500円の手数料が必要です。
- また、住基カードが顔写真入りでない場合は、本人確認書類として、運転免許証などが必要になります。

## 3 ▶ パソコンとICカードリーダーを準備します

インターネットに接続されたパソコンとICカードリーダーを用意し、リーダーのドライバのインストール等のセットアップを行います。

- 市区町村窓口で、対応するICカードリーダーの機種を確認してください。
- また、右記サイトでも対応機種や入手先を確認できます。 <http://www.jpki-rw.jp/portal/>



## 4 ▶ 国税庁ホームページへ

- 1 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」にアクセスし、「作成開始」をクリック
- 2 「e-Tax」をクリック
- 3 ご利用のパソコンの環境を確認後、「事前準備セットアップ」をクリックし、事前準備に必要なソフトウェアをインストール
- 国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/>



TOP画面

## 5 ▶ e-Taxの開始(変更等)届出書を提出(送信)します

管轄の税務署にe-Taxの開始(変更等)届出書を提出(送信)します。

- 1 「利用者識別番号(16桁)をお持ちでない方」をクリックし、氏名や住所の登録
- 2 氏名や住所等の登録後、暗証番号、納税用確認番号等の設定
- 3 入力内容の確認後、提出(送信)を行い、利用者識別番号の通知を受ける。



利用者識別番号取得画面

## 6 ▶ 初期登録を行います

画面の案内に従い、電子証明書の登録を行います。ここまでで初期登録は完了です。

## 7 ▶ 確定申告書の入力を行い、送信します

入力画面で確定申告書を作成し、自己の電子署名を付して、管轄の税務署へ送信します。

※ステップごとの具体的な操作方法は「申告書の作成方法や具体的な入力例」を確認してください。

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/tokushu/sakuseihou.htm>



確定申告書の入力画面

公的個人認証サービスを利用するために

公的個人認証サービスを利用した各種電子証明書申請・取得

公的個人認証サービス利用の注意点と個人番号カード交付について

**特集** 便利で安全なオンライン手続のため 公的個人認証サービスを利用しましょう!

**Information**

**社会保障・税番号制度の導入に伴い、  
個人番号カードの交付が始まります!**

**番号制度とは?**

**「社会保障」、「税」、「災害対策」の分野で活用**

番号制度は、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会的基盤(インフラ)です。番号制度では、みなさん一人ひとりが固有の番号をもつこととなります。

**個人番号カードとは?**

番号制度において本人確認・個人番号確認の最も有効な手段として使える、顔写真付きのICカードです。

- お住まいの市区町村に申請することにより、どなたでも取得可能
- 平成28年1月から交付開始予定
- 住基カードについては、平成27年12月をもって発行終了となります。ただし、既に発行された住基カード及び住基カードに搭載された電子証明書は有効期間内は利用できます。



本人の  
●氏名 ●住所 ●生年月日 ●性別  
●個人番号 ●顔写真 など記載



**さらに… 公的個人認証サービスの電子証明書が2種類になり、便利になります!**

**1 署名用電子証明書**

e-Taxでの確定申告等、文書を伴う申請等に利用できます。



**2 利用者証明用電子証明書**

ID・パスワード方式に代わるインターネット上の安全なログイン手段として利用できます。



詳しくは、以下のホームページをご覧ください。

**内閣官房 社会保障・税番号制度ホームページ**

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

**公的個人認証サービス利用の注意点**

公的個人認証サービスは、高いレベルの本人確認を必要とする国や地方公共団体のオンライン手続を行う際に、本人であることを証明する手段として使うことができます。それだけに、その利用には十分な注意が必要です。

**公的個人認証サービスを利用するには、こんなことに注意!**

- 電子証明書は自署や押印に相当する法的効果を認められているものであるため、利用者は十分な注意をもってICカード及びそのパスワードを安全に管理しなければなりません。パスワードについては、定期的に変更することをおすすめします。
- 電子証明書の有効期間は発行から3年です。
- 利用者は、公的個人認証サービスポータルサイト(<http://www.jpki.go.jp/>)の公的個人認証サービス利用者規約に記載されている事項を確認する必要があります。



**電子証明書**

●氏名 ●住所 ●生年月日 ●性別…等  
国際標準規格に準拠/偽造困難

**公的個人認証サービスに関するご質問**

**Q1 ICカードの紛失や盗難の場合、どうすればいいの?**

**A1.** 電子証明書の発行を受けた市区町村窓口で、速やかに電子証明書の失効申請・届出を行ってください。破損などによりICカードが使用できなくなった場合や、カードを他人に不正に使用された場合、その可能性が生じた場合も同様の手続を行ってください。

**Q2 パスワードを何度入力してもうまくいかないのですが?**

**A2.** 公的個人認証サービスのパスワード入力を5回以上失敗すると、ICカードがロックし、以降パスワードを受け付けなくなります。カードがロックしたと思われる場合は、電子証明書の発行を受けた市区町村の窓口でロック解除の手続を行ってください。

**Q3 電子証明書を再発行・更新するには、どうすればいいの?**

**A3.** 電子証明書の発行を受けた市区町村窓口で、再度、電子証明書の発行・更新の手続をしてください。なお、発行時と同様、手数料が500円かかります。

**Q4 パスワードを忘れた場合、どうすればいいの?**

**A4.** 電子証明書の発行を受けた市区町村の窓口で、パスワード初期化の申請を行い、新しいパスワード設定の手続をしてください。

公的個人認証サービスについて、詳しくは、以下のポータルサイトをご覧ください。お住まいの市区町村におたずねください。確定申告期など市区町村の発行窓口が混雑する時期があるため、電子証明書の取得は、あらかじめ余裕を持って行ってください。

**公的個人認証サービスポータルサイト** <http://www.jpki.go.jp/>

公的個人認証サービスを利用するために

公的個人認証サービスを利用した各種電子証明書申請・取得

公的個人認証サービス利用の注意点と個人番号カード交付について



平成27年  
国勢調査に  
ついて

国勢調査の概要



国勢調査は、国の最も基本的で重要な統計調査として、我が国に居住するすべての人を対象として実施。大正9年(1920年)から5年ごとに実施され、平成27年調査(2015年)は20回目となる。

- 調査日：平成27年10月1日(木) 午前零時現在
- 調査対象：平成27年10月1日現在、我が国に常住するすべての人
- 調査項目：[世帯員に関する事項]男女の別、出生の年月、就業状態など13項目  
[世帯に関する事項]世帯の種類、住居の種類、住宅の建て方など4項目

平成27年  
国勢調査に  
ついて

国勢調査の主な役割



- 衆議院小選挙区の画定、地方交付税の交付額の算定、過疎地域の要件など、多くの法令で「法定人口」として利用
- 国・地方自治体、小地域(町字等)単位で、あらゆる施策の基盤となる人口、世帯、就業の状況等の基礎的統計情報を提供
- 国や地方自治体等において、最新の人口推計や将来人口推計を作成するための基準となる人口情報を提供するとともに、各種標本統計調査(労働力調査等)を実施するために必要な基盤情報を提供
- その他、民間企業や各種団体における需要予測、店舗の立地計画などの経営管理、大学や研究機関による様々な研究等に幅広く活用



国勢調査2015キャンペーンサイトのご案内  
(国勢調査員の募集についてはこちら)  
<http://kokusei2015.stat.go.jp>

平成27年10月1日に実施する国勢調査は、我が国に居住するすべての人を対象とするもので、調査の結果は、我が国社会経済の基盤データとして、各種施策の基礎資料となるものです。今回の国勢調査は、少子高齢化、就業・雇用や地域の状況などの実態を明らかにし、重要課題の施策に欠くことのできない統計データを提供することになります。

このため、総務省として、平成27年国勢調査について、正確かつ円滑な実施と精度の高い有用データの提供に取組むため、総務大臣を本部長とする「平成27年国勢調査実施本部」を立ち上げました。

主な活動内容

- 1 国勢調査の正確かつ円滑な実施についての対応に関すること
- 2 国勢調査への協力確保及び総合的な広報の推進に関すること
- 3 その他結果の提供の推進に関すること



▲国勢調査の実施本部の看板を手渡す高市総務大臣

平成27年(2015年)  
国勢調査実施に向けて  
「国勢調査実施本部」発足

統計でみる あの時といま

# 第1回国勢調査(大正9年)といま



総務省統計局では、広く皆様に統計に興味を持ってもらうため、過去と現在の状況について、主要な統計指標を用いて比較する「統計でみるあの時といま」を作成しています。

この度、10月1日の「平成27年国勢調査実施本部」の発足にちなんで、第1回国勢調査時(1920年(大正9年))といま(2010年(平成22年))の状況について、比較した表を作成しました。以下の比較表をご覧ください。



事項	1920年(大正9年)	2010年(平成22年)	
人口 <sup>※1</sup>	55,963,053人	128,057,352人	
人口割合	15歳未満	36.5%	13.2%
	15~64歳	58.3%	63.8%
	65歳以上	5.3%	23.0%
世帯数	11,122,120世帯	50,840,007世帯	
1世帯当たり人員	4.89人	2.45人	
外国人数 <sup>※1</sup>	78,061人	1,648,037人	
労働力人口 <sup>※2</sup>	25,866,195人	63,699,101人	
労働力率 <sup>※3</sup>	72.8%	61.2%	
産業別就業者数 <sup>※4</sup>	第1次産業	14,672,164人(54.9%)	2,381,415人(4.2%)
	第2次産業	5,597,905人(20.9%)	14,123,282人(25.2%)
	第3次産業	6,463,586人(24.2%)	39,646,316人(70.6%)

※1 大正9年は、10月1日の現在人口。10月1日現在の我が国行政権の及ぶ地域。ただし、樺太、台湾、朝鮮、関東州、南洋群島以外の地域。平成22年は10月1日現在の常住人口。  
 ※2 大正9年は、有業者方式による。「有業者」は労働力人口、「無業者」は非労働力人口として扱う。  
 ※3 労働力人口/(労働力人口+非労働力人口)×100で計算。  
 ※4 産業別就業者数:第1次産業は農業、林業及び漁業、第2次産業は鉱業、採石業、砂利採取業、建設業及び製造業、第3次産業は第1次・2次産業以外の産業(分類不能の産業を除く)をいう。  
 産業分類改定のため、大正9年と平成22年とは接続しない。



平成27年10月1日に国勢調査を実施します。ご協力をお願いいたします。

## 平成27年国勢調査の新たな取組

## 平成27年国勢調査の新たな取組

## 平成27年国勢調査の新たな取組

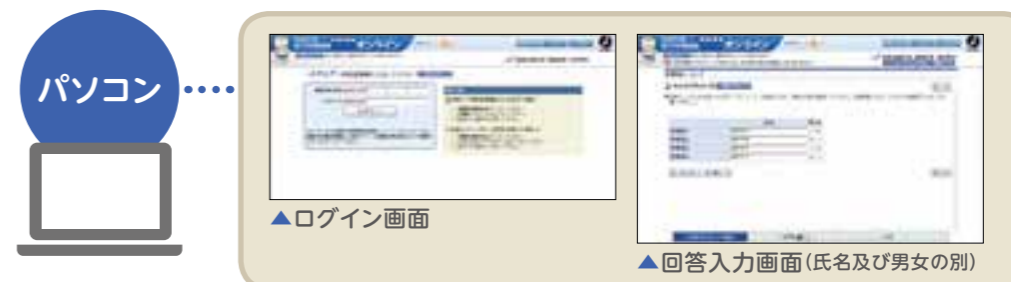
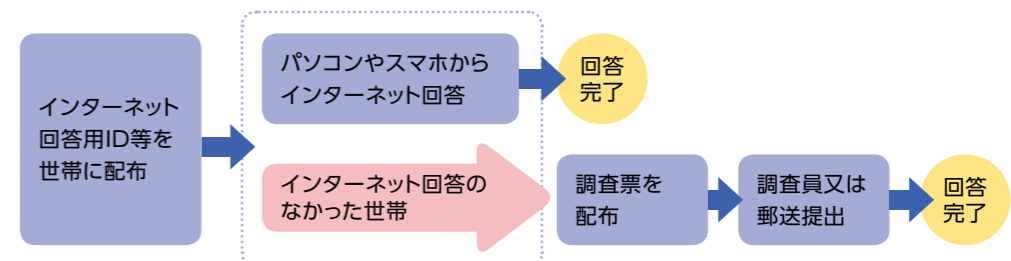
# 平成27年国勢調査における『ビッグチャレンジ』



- 日本初の取組 : 全国津々浦々でオンライン調査を実施(オンライン調査の全国展開)
- 世界最大規模の調査 : オンライン回答は約1000万世帯超を想定
- 先進的な調査方式 : スマートフォン調査システムの導入・オンライン調査の先行実施

## 調査の流れ(オンライン調査の先行実施)

- オンライン回答を推進するため、調査票の配布に先行して、オンライン回答期間を設定する方式で調査を実施。オンライン回答のなかった世帯のみに調査票を配布し、合理的・効率的な調査実施を図る。



## 集計・結果提供における取組

- 東日本大震災発生後の人口移動の状況に関する実態の把握
- 調査結果の公表の早期化、統計表の充実等の統計ニーズへの対応





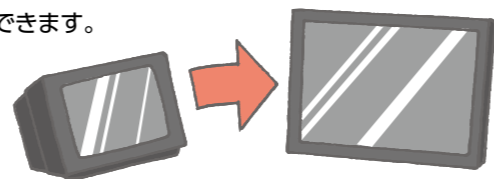
## デジアナ変換 Q&A

**Q1** 地デジ対応のテレビで視聴しているが、対応は必要なのですか。

**A1.** すでに地デジ対応のテレビで視聴されている場合は、対応不要です。なお、地デジ対応のテレビで視聴されている場合でも、画面にデジアナ変換と表示されている場合があります。この場合は、リモコンを操作して「地デジ」にチャンネルを切り替えてください。

**Q2** 現在、アナログテレビで視聴していますが、地デジ対応のテレビに買い換えれば、地デジは視聴できますか。

**A2.** はい、視聴できます。

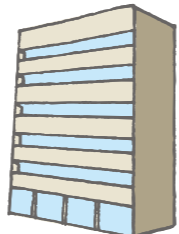


**Q3** 私の家が、ケーブルテレビに接続しているのかわからないのですが。

**A3.** 画面の黒い部分に「デジアナ」と表示されていたら、ケーブルテレビに接続しています。この他、テレビアンテナを使用せずにアナログテレビで視聴されている場合や、テレビチャンネルを変更すると、新聞やテレビ番組欄に表示されていないチャンネルが映る場合があります。この場合は、ケーブルテレビに接続し視聴されていると考えられます。ご確認をお願いいたします。

**Q4** ケーブルテレビには契約していませんが、ケーブルテレビに接続していることはありますか。

**A4.** 電波障害の原因者が費用を負担して「補償」という形でケーブルテレビを利用している場合や、アパートやマンション全体にケーブルテレビが引き込まれている場合など、個人で契約はしていませんが、ケーブルテレビを通して視聴している場合があります。

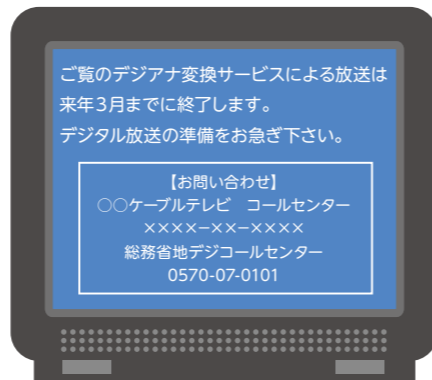


**Q5** いまあるアナログテレビを継続して使いたいのですが、どうすればいいですか。

**A5.** ケーブルテレビと契約してセットトップボックスを設置するか、地デジ対応の録画機又はデジタルチューナーを設置すれば視聴は可能です。

**Q7** 急に画面が青くなり、テレビ放送が見られなくなりました。デジアナ変換の終了日はまだのようですが、この画面は何でしょうか？

**A7.** デジアナ変換サービスの終了について周知するため、一定時間番組を中断し、終了告知を表示する「ブルーバック」を実施しております。実施日は事前に画面上のテロップ等でお知らせします。この画面をご覧になった方は、デジタルへの対応が必要になりますので、ご対応をお願いします。



(画面イメージ)

**Q6** 何か支援はありませんか。

**A6.** NHK放送受信料全額免除世帯については、対象世帯に1台の簡易なデジタルチューナーの給付が可能です。給付条件など詳しくは、総務省地デジチューナー支援実施センター(0570-034-037 平日9:00~17:00(12月27日~1月4日は休み))にご連絡をお願いいたします。



準備をお急ぎください!

# ケーブルテレビのデジアナ変換サービスは2015年3月までに終了します

なお、CATV事業者によっては、終了日が3月を前後する場合があります。具体的な日程は、画面・チラシ等により、ご案内いたします。

お茶の間のテレビは大丈夫?

2台目、3台目のテレビもお忘れなく!

ご自宅のテレビを今すぐ確認!

デジアナ変換



**■ デジアナ変換とは**  
デジアナ変換とは、デジタルの電波をアナログに変換することによって、ケーブルテレビに接続されている世帯の「アナログテレビ(ブラウン管テレビ等)」でも地上デジタル放送を見られるようにするためのサービスです。  
デジアナ変換は、アナログ停波に伴う受信機器の買い換え等に要する視聴者負担や廃棄・リサイクルの平準化を図る趣旨から、総務省が全国のCATV事業者に要請し、平成23年2月頃より実施いただいているもので、平成27年3月までの暫定的な措置です。

準備って、どうすればいいの?

いずれかの対応をお願いします。



終了直前は、工事等が混み合うおそれがございますので、お早めにご対応願います。

対応方法 その1

地デジ対応のテレビに買い替える。

対応方法 その2

地デジ対応の録画機又はデジタルチューナーをアナログテレビに接続する。

対応方法 その3

ケーブルテレビと契約して専用チューナー(セットトップボックス)を接続する。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

総務省地デジコールセンター  
TEL 0570-07-0101

IP電話、ナビダイヤルがつかない方は  
03-4334-1111でお受けいたします。  
毎日 9:00~18:00 (12月29日~1月3日は休み)







秘書等が代理で出席する場合の結婚祝



地域の運動会・スポーツ大会への飲食物等の差入



お祭りへの寄附・差入



町内会の集会・旅行等の催物への寸志・飲食物の差入



みんなで徹底しよう  
**三ない運動**

贈らない!

求めない!

受け取らない!

これらのものも、政治家の寄附禁止の対象となります。

病気見舞



入学祝・卒業祝



葬儀の花輪・供花



落成式・開店祝等の花輪



お歳暮・お年賀



秘書等が代理で出席する場合の葬儀の香典



# 政治家の寄附は禁止、有権者が求めることも禁止されています

年末年始は何かと贈り物やお祝い事をする機会の多いシーズンですが、政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは公職選挙法で禁止されています。また、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも禁止されています。

下記の①から④まで及び⑥の項目によって処罰されると、公民権停止<sup>\*</sup>の対象となります。

寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

<sup>\*</sup>「公民権停止」とは? 選挙への立候補、選挙での投票、選挙運動への参加等が禁止されること。



政治家と有権者のクリーンな関係を保ち、お金のかからない選挙を実現するために寄附禁止のルールを守りましょう

## ① 政治家の寄附の禁止

政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすることは、その時期や名義のいかんに関わらず、罰則をもって禁止されています。また、政治家以外の者が政治家名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されています。

● 政党その他の政治団体や親族に対するもの及び政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償は、禁止の対象から除かれます(政治教育集会に関する実費の補償のうち、食事や食料の提供は禁止され、罰則の対象となります)。

● 政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀、葬式や通夜における香典は違法ですが、罰則の対象からは除外されています(選挙に関してなされた場合や、通常一般の社交の程度を超えている場合は処罰されます)。

## ② 政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

政治家に対して寄附をするよう勧誘や要求をすることも禁止されています。政治家を威迫して、あるいは、政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求を求めると処罰されます。政治家名義の寄附を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

## ③ 政治家の関係団体の寄附の禁止

政治家が役員や構成員である団体や会社が、選挙区内にある者に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるよう

## ④ 後援団体の寄附の禁止

後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内にある者に対して、花輪・供花・香典・祝儀や、これらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行われる行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期や名義のいかんに関わらず処罰されます。

## ⑤ 年賀状等のあいさつ状の禁止

政治家は、選挙区内にある者に対して、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状・暑中見舞状等の時候のあいさつ状(電報等も含む)を出すことは禁止されています。

## ⑥ あいさつを目的とする有料広告の禁止

政治家や後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内にある者に対して、主としてあいさつを目的とする有料の広告を新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネット等に出すと処罰されます。政治家や後援団体に対し、あいさつを目的とする有料広告を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

総務省 なるほど!選挙「寄附の禁止」

[http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\\_s/naruhodo/naruhodo08.html](http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo08.html)

# 第47回衆議院議員総選挙 第23回最高裁判所裁判官国民審査 投票日は、12月14日(日)です



仕事や旅行の予定があるなど投票日に行けずに行けないと見込まれる方が、投票日前であっても、投票日と基本的に同じ方法で投票を行うことができる制度です。  
今回は、**12月3日(水)から12月13日(土)まで**の間、期日前投票ができます(国民審査は**12月7日(日)から12月13日(土)まで**)。

## 期日前投票とは

投票制度には、投票日に行けず、仕事や旅行などで住んでいる地域以外の場所に出かけているなど様々な状況を考慮した仕組みとして、期日前投票や不在者投票の制度があります。

## 投票日に行けず、投票できないときは？



## 不在者投票とは

選挙期間中、選挙人名簿の登録地以外の市区町村に滞在している方が、滞在先の市区町村の選挙管理委員会において投票することができる制度です。

不在者投票制度を利用する場合は、まず名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に、直接または郵便等で投票用紙など必要な書類を請求します。この際、どこで投票したいかを伝えます。

次に、交付された投票用紙などを持参して、投票する市区町村の選挙管理委員会に出向いて投票します。

なお、不在者投票を利用する際は、投票用紙の取り寄せなどに時間を要しますので、早めに手続をしてください。

詳しくは最寄りの選挙管理委員会にお問い合わせください。

## 東日本大震災の影響により、住所地以外の市区町村に避難されている方へ

東日本大震災の影響により、住所地以外の市区町村に避難されている方は、避難先の市区町村で不在者投票を行うことができます。

詳しくは住所地又は避難先の市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

**12月14日(日)**は、衆議院議員総選挙の投票日です。併せて、最高裁判所裁判官国民審査も行われます。衆議院選挙は、小選挙区選挙では「候補者名」を、比例代表選挙では「政党名」を記載して投票します。投票時間は午前7時から午後8時までです(投票所により異なる場合があります)。

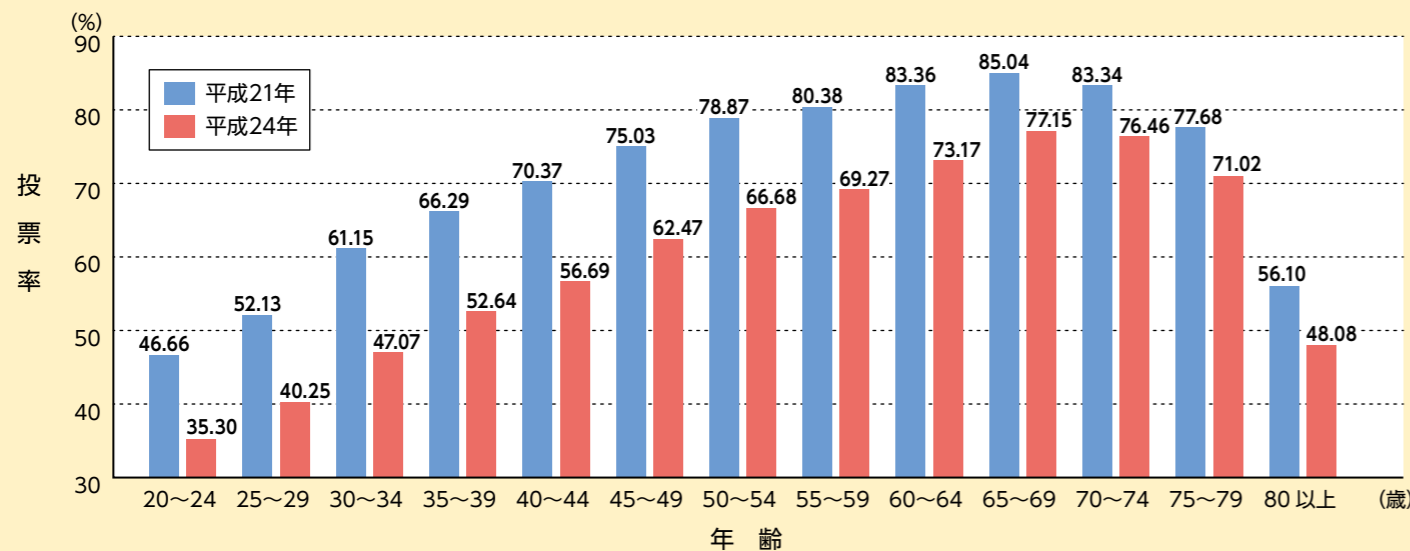
ところで、選挙の投票率は、平成24年に行われた前回の衆議院議員総選挙では、59.32%(前々回69.28%)と戦後最低となりました。中でも、20代と30代前半の低投票率が目立っています。

そこで総務省では、特に若年層への選挙啓発に努めるとともに、関係機関等と緊密な連携を図り、投票率の向上に努めることとしています。

投票は、私たちが国政に参加する大切な機会です。必ず投票しましょう。



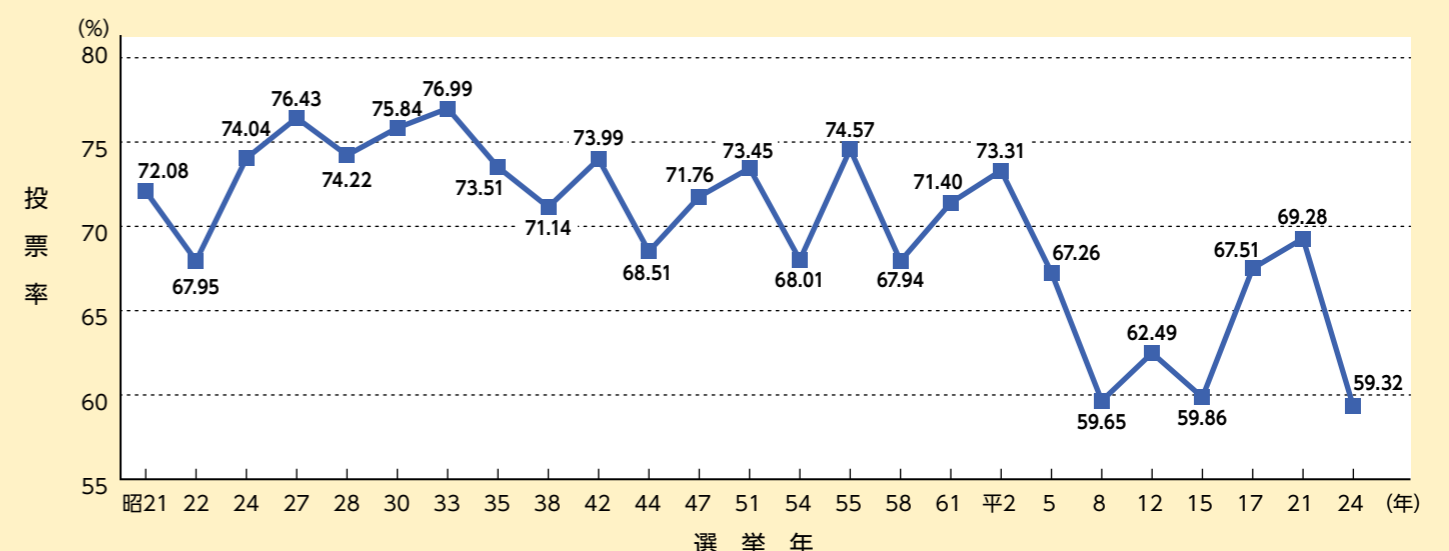
衆議院議員総選挙(小選挙区)における年齢別投票率の状況



※ 全国の投票区から抽出した188選挙区の平均。

(総務省調べより)

衆議院議員総選挙(大選挙区・中選挙区・小選挙区)における投票率の推移



※1 昭和38年は投票時間が2時間延長され、午後8時までであった。  
 ※2 昭和55年及び昭和61年は衆参同日選挙であった。  
 ※3 平成8年より小選挙区比例代表並立制が導入された。

※4 平成12年より投票時間が2時間延長になり、午後8時までとなった。  
 ※5 平成17年より期日前投票制度が導入された。

(総務省調べより)



地方の  
かがやき

# 三重県

# 玉城町

健やかな暮らしとまちの人たちの絆を  
ICT\*が築き、支えています。

\* Information & Communication Technology の略



## PROFILE

人口…15,746人 (平成26年10月末現在)  
面積…40.94km<sup>2</sup>  
H P…<https://kizuna.town.tamaki.mie.jp/>

## 玉城町の歴史

玉城町は三重県の中東部に位置し、東は伊勢市、西は多気町に接しています。その歴史ははるかに古く、伊勢神宮の鎮座とともに神領となり、倭姫命に随行して皇大神宮の祢宜となった荒木田氏によって開拓されました。その後、伊勢神宮の宿場町、世界遺産である熊野古道の街道起点をなす要衝として栄え、現在では、JR参宮線田丸駅が町の中央にあり、三重県の基幹道が縦横を貫き、南部には伊勢自動車道が走っています。



## わが町 自慢

町内の畜産農家が中心となつて運営する「ふるさと味工房アグリ」が手がけるブランド豚が「玉城豚」。特別配合した飼料を食べ、ストレスなくのびのび育った玉城町の元気な豚の中からさらに厳選したものをだけを提供しています。臭みがなくジューシーで、柔らかい肉質が最大の魅力。2012年には、食と産業の神様、豊受大御神をまつる伊勢神宮外宮へ奉納されるなど、その品質は高い評価を受けています。また、同工房で作る玉城豚を使用したソーセージやハムも人気です。



「熊野古道伊勢路出立の地」の横断幕を掲げる玉城町庁舎

## 豊かな環境と ユニークな発想で 快適なまちづくり

伊勢神宮から北西に約10km、伊勢平野の南部にある玉城町は、温暖な気候に恵まれ、美り豊かな城下町です。南北朝時代、北畠氏によって築かれたという田丸城跡がその中心部にあり、古い城壁の石組みを眺めながら最頂部まで登ると、ぐるり360度、町を展望す

## 暮らしやすさを実感できる ネットワークシステムの構築

暮らしやすさを実感できる。低い山並みに囲まれて田畑が整然と広がり、それに調和するように住宅地が点在しています。このような環境の同町は、三重県で最も人口減少がゆるやかな町\*として注目されています。今、町内には大企業の工場が3つあり、その働き手として若い世帯が次々と移住してきていることも人口減少率が比較的小さい理由と考えられます。

また、自然災害の心配が少ないという土地柄に加えて、公立の保育園から小中学校まで子育て環境も充実している、暮らしやすい町です。そのほかにも、毎日午後8時までの延長保育や役場庁舎窓口時間の延長(平日・午後7時まで)など、県内初・全国初という取組が目白押しです。

また、ふるさと応援寄附金(ふるさと納税)の寄附件数\*\*で県内1位になるなど、同町は、三重県の自治体の中で



保健福祉会館での親子教室の様子

も注目を集める存在となっています。この存在を改めて全国に知らしめたのが、ICTの活用による「安心・元気なまちづくり」事業です。住民情報とその行動データを蓄積し、そのデータを「玉城町きずなビッグデータ」として集積。そこから住民の元気で、健やかな暮らしを支援する様々なサービスを提供しているのです。  
\* 日本創成会議「人口減少問題検討分科会 提言 将来推計人口」  
\*\* 2013年1~12月の件数



# 郷土EYE

## やまかみ 山神の獅子舞



山神の獅子舞は、玉城町の南西部にある山神山田寺の境内で毎年1月28日(現在は1月の最終日曜日)に行われる、近隣の郷の安全祈願と団結を強める行事です。

その内容は般若経の法力を授けられた獅子が悪魔を退散させるというもので、「獅子組」と呼ばれる18の家が代々守り続けている門外不出の舞です。この舞に使用するお寺に伝わる雌雄2頭の獅子頭には「弘治元年中二月吉日」(1555年)という銘があり、室町時代に制作された貴重なものとして三重県の文化財に指定されています。

獅子舞はゆったりとした動きが特徴で「宰領」と呼ぶ介添え役が付きます。雄の獅子頭は18kgもあり、中腰で舞い続けなければならないので足腰への負担が大きく、その鍛錬のため昔は分厚い碁盤を持って練習したそうです。この獅子舞も同じく県の無形文化財の指定を受けています。



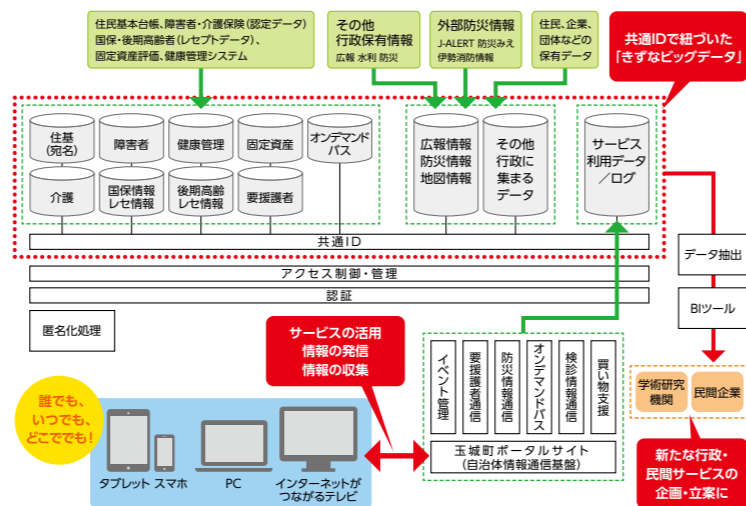
地元の豊かな農産物が並ぶアスピア玉城内「ふるさと味工房アグリ」



玉城町保健福祉会館全景

誰もが自立し、健やかに生きていける絆づくり。今、その発想に全国が注目しています。

### 玉城町きずなビッグデータ基盤(概念図)



「元気バス」に搭載された端末。ドライバーは、バス運転士の指導教官でもあるベテラン



パソコンに不慣れな方に代わり、オペレーターが希望を入力

ICTで絆を広げ、元気で健やかな暮らしをサポート

また、配布した携帯型端末などを緊急通報に利用する安全見守りサービスも進めており、「元気バス」は交通システムとしてだけでなく、幅広いサービスに生かされています。

さらに同町では、町で保有する公共データなど様々な情報を融合させ、町民の健康や福祉、防災などに役立てる仕組みづくりも進めています。

これからもICTを積極的に活用し、誰もが自立して元気に暮らしている健やかなまちづくりに取り組めます。

### ICTを活用した「元気バス」が走る

同町では、「元気」で健やかなまちづくりに向けたサービスとして「元気バス」と名づけたオンデマンド交通システムを構築し、運行をしています。

これは、乗車時間や場所、目的地などそれぞれ異なる乗客の希望を独自のネットワークシステムで最適に組み合わせ、効率よく運行する便利なコミュニティバス。2009年11月からスタートし、現在、3台の「元気バス」が町内を走り回っています。



常時3台のコミュニティバス(愛称:元気バス)を効率良く配車

### 独自のネットワークシステムで最適な運行ルートを組立

「元気バス」を利用するには、予約用の情報端末を使って、希望する乗車時間・場所・目的地を社会福祉協議会のオペレーターに知らせます。

情報端末は、携帯型端末を高齢者世帯などに配布しているほか、公共施設や病院、スーパーなど町内44カ所に設置しています。また、専用アプリをダウンロードしたスマートフォンからも予約できます。

さらに、機械操作に不慣れな方などのために電話による受付も行っています。こつとして集まった予約は、センターのコンピュータで瞬時に整理され最適なバスの運行ルートが組み立てられます。その最適化ルートのデータがバスの運転席にある端末に送信され、運転手はその指示に従ってバスを運行します。

いわば、時刻表も既定のルートもない、乗客本位のフレキシブルなバス。料金は、町民であれば誰でも無料。バス停はなんと138カ所と町内をくまなく網羅し、自宅や目的地のすぐ近くで乗り降りできるよつに工夫されています。

### 健康や福祉、子育てにも町の元気をつくるバス

2009年の運行開始以来、利用者は着実に増加しています。その中でも高齢者の利用が約8割を占めています。

「元気バス」の運行とともに、町内の保健福祉会館で行われているレクリエーションや各種講座への参加者が増えており、高齢者も積極的に外出するようになっていきます。また、公共温泉への行き帰りに連れ立って乗車する方も多いそうです。



「元気バス」を利用する皆さん



平成27年は、  
国勢調査の年です。

とても  
大切なことなので、  
早めにお知らせします！

国勢調査  
2015